現場代理人の常駐義務の緩和措置について

1 緩和措置が適用される条件について

平成22年12月1日から見附市建設工事請負基準約款の改正を行い、約款第11条第3項の要件に該当する場合、現場代理人の常駐義務の緩和措置を実施できることに改正しました。

ついては、その工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡 体制が確保されると認めた場合の要件としては、下記のとおりの取り扱いとします。

見附市発注工事全体で3件であり、兼任する工事の当初契約金額の合計が2,500万円未満の場合

※条件を満たす場合であっても、特記仕様書等で現場代理人の兼任を認めない場合もあります。

2 現場代理人が兼任する場合の手続き

- (1) 受注者は、兼任する工事のうち最後に契約した工事については、工事着手届提出と併せて、現場代理人兼任届を提出することとします。
- (2) 受注者は、同時にそれ以前に契約した兼任先の工事監督員へも現場代理人兼任届を提出することとします。
- (3) 受注者は、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人に兼任がある場合は、現場代理人・技術者変更届出時に併せて、現場代理人兼任届を提出することとします。
- (4) ただし、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更等が生じても(兼任する工事の終了、各工事の契約金額・履行期限等の変更)、受注者は同届の再提出を行う必要はないこととします。

3 その他

現場代理人が兼任している場合、現場代理人が他の工事現場に滞在している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すことをお願いします。

4 施行日

平成 22 年 12 月 1 日実施

現 場 代 理 人 兼 任 届

年 月 日

 $^{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{1}}}}}$

(あて先) 見附市長

(受注者) 住 所

名 称

(法人にあっては名称及び代表者名)

下記のとおり現場代理人が他の工事に兼任しますので届け出ます。

記

1 現場代理人

氏	名	生年月日	年	月	日	
住	所	雇用主名				

2 兼任する工事

(1)

工事番号が工事	及 名 見附	市	号		I	、事	
契約金額			契 約 日		年	月	日
発注所属			工事期間	始期	年	月	日
監督員氏名			上尹朔則	終期	年	月	日

(2)

工事番号が工事	及 名 見附市	工 地	号 2内		I	事	
契約金額			契 約 日		年	月	目
発注所属			工事期間	始期	年	月	日
監督員氏名] 上尹朔	終期	年	月	日

(3)

工事番号が工事	及 名 見	附市	工	地	号 2内		I	事	
契約金額					契 約 日		年	月	日
発注所属					工事期間	始期	年	月	日
監督員氏名] 上尹別問	終期	年	月	日